

【内訳算出の条件】

1. 留意事項

- (1) 算出条件はあくまで事業者選定における見積条件の平仄を合わせることを目的としており、契約時の条件は契約候補者選定後の詳細協議にて決定する。
- (2) 算出に使用した料金について、契約時の条件変更により変動することは許容するが、本プロポーザルにおける評価に影響を与えると伊方町が認めた場合は協議を中止する場合がある。

2. 算出条件

(1) 参考見積価格

伊方町で負担が必要な費用の合計額（税込み）を次の項目ごとに算出する。別にかかる費用がある場合は、その他費用として項目及び内訳を明らかにし、上記に加えること。

項目	算出条件
① 電子式水道メーターについて	
水道メーター購入費用	台数内訳は別紙2「業務仕様書」を参照のこと。
② 無線通信端末について	
無線通信端末購入費用	伊方町三崎地区の検針戸数である489台分とする。
水道メーターとの接続費用	伊方町三崎地区の検針戸数である489台分とする。
設置に伴う端末設定費用	伊方町三崎地区の検針戸数である489台分とする。
端末の回線登録費用	伊方町三崎地区の検針戸数である489台分とする。
初年度通信回線利用費用	10月から遠隔検針を運用開始すると仮定し、2026年3月末までの費用を算出すること。
初年度定例検針値の取得費用	10月から遠隔検針を運用開始すると仮定し、2026年3月末までの費用を算出すること。 毎月1回定例検針値を取得すると仮定して費用を算出すること。
③ 遠隔検針システムについて	
初期設定(セットアップ)費用	伊方町のみ利用と仮定し、費用を算出すること。
アカウント登録費用	伊方町が2アカウント利用すると仮定し、費用を算出すること。
初年度利用料	10月から遠隔検針を運用開始すると仮定し、2026年3月末までの費用を算出すること。
④ 書類作成費について	

システム操作マニュアル	1 式
水道メーター取扱説明書	1 式
無線通信端末取扱説明書	1 式
⑤ その他について	
上記以外	かかる費用と項目を合わせて提示すること。

(2) ランニングコスト

伊方町で負担が必要な費用の単価及び設置初年度を除く 7 年間（84 か月分）の合計額（税込み）を次の項目を条件に沿って算出し提示すること。別にかかる費用がある場合は、その他費用として項目及び内訳を明らかにし、上記に加えること。

項目	算出条件
① 無線通信端末について	
通信回線利用費用	無線通信端末を 7 年使用すると仮定し、489 台分の費用を算出すること。
定例検針値の取得費用	無線通信端末の使用期間（7 年間）中、毎月 1 回定例検針値を取得すると仮定して費用を算出すること。
② 遠隔検針システムについて	
システム利用費用	伊方町が利用すると仮定し費用を算出すること。
アカウント利用費用	伊方町が 2 アカウントを利用すると仮定し費用を算出すること。
アカウント変更や削除に伴う費用	7 年間の間でアカウント変更やアカウント削除を合計 10 回実施すると仮定し費用を算出すること。
無線通信端末データ変更や削除に伴う費用	7 年間の間で無線通信端末のデータ変更や削除を合計 100 回実施する場合の費用を算出すること。
③ その他について	
上記以外	かかる費用と項目を合わせて提示すること。